

平成24年5月29日

第2389号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 救急病院の認定（277・医務薬事課）……………1
- 種畜証明書の返納の通報（278・畜産振興課）……………1
- 道路の供用開始（279・鹿角地域振興局建設部）……………1
- 道路の供用開始（280・山本地域振興局建設部）……………2
- 建設業の許可の取り消し（281・秋田地域振興局総務企画部）……………2
- 建設業の許可の取り消し（282・雄勝地域振興局総務企画部）……………2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）2件……………3
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施（総務事務センター）2件……………3
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（由利地域振興局農林部）……………6

告 示

秋田県告示第277号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第2条第1項の規定に基づき、告示する。

平成24年5月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 限
秋田組合総合病院	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	平成27年5月31日

秋田県告示第278号

種畜証明書の返納があった旨農林水産大臣から通報があったので、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年5月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

種 畜 証明書 番 号	名 前	品 種	生年月日	等 級	飼 養 者 の 住 所 氏 名
			産 地		
平23 秋田県1 第11号	ゼンノーデー 01 07-3382 (日豚D種 41545)	豚 デュロック種	H19.10.2	2 級	秋田県由利本荘市中俣字餅田49 番地 全農畜産サービス株式会社 由利本荘SPF豚センター
			岩手県岩手郡雫石町		

秋田県告示第279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成24年5月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	103号及び104号	鹿角市十和田大湯字村下タ47番2から字下タノ平178番11まで

- 2 供用開始の期日 平成24年5月29日
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 鹿角地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年5月29日から同年6月11日まで

秋田県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成24年5月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	101号	能代市花園町99番地先から字寿域長根26番地先まで

- 2 供用開始の期日 平成24年5月31日 午後1時
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 山本地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年5月29日から同年6月11日まで

秋田県告示第281号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。
平成24年5月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成24年5月22日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
熊谷工業所
秋田市新屋豊町19番16号
熊 谷 寿
秋田県知事許可（般-22）第40342号
- 3 処分の内容
鋼構造物工事業及び板金工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成24年5月11日付けで鋼構造物工事業及び板金工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第282号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。
平成24年5月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成24年5月18日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社OGACHI
湯沢市桑崎字街道西66番地13

代表取締役 木 村 太 一

秋田県知事許可（般-22）第80848号

3 処分の内容

とび・土工工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成24年5月18日付けでとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年5月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 申請のあった年月日

平成24年4月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 白瀬南極探検100周年記念会

3 代表者の氏名

佐々木 松 美

4 主たる事務所の所在地

秋田県にかほ市黒川字岩湯15番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、白瀬轟（秋田県にかほ市金浦出身）を隊長とする白瀬南極探検隊の南極到達100周年を機に、広く県民に対し白瀬南極探検の事跡を伝え、その功績を顕彰し、後世に伝える事業を行うことで、青少年のフロンティア精神を培うとともに、秋田県の教育、文化の振興に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年5月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 申請のあった年月日

平成24年5月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 秋田グリーンサム倶楽部

3 代表者の氏名

佐々木 吉 和

4 主たる事務所の所在地

秋田県秋田市川尻御休町4番27号

5 定款に記載された目的

この法人は、花や緑の多様な機能に着目し、広く一般の市民を対象として、花と緑の情報収集・提供事業、花と緑の普及・啓発事業、緑の保全や緑化推進活動等を担う人材の育成事業、花と緑の市民活動等に関わる相談・コンサルティング事業、花や緑を通じた交流・ネットワーク支援事業、花と緑の市民活動等の支援事業、花と緑のまちづくりに関わる調査・研究事業、緑の保全・緑化推進に関する事業を行うことにより、市民の力を活かし、市民参加と協働を推進し、市民・市民活動団体間のネットワークづくりを進め、いきいきと暮らせる花と緑のまちづくりの創造に寄与することを目的とする。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年5月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

胃部検診車 1台

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。

(3) 納入期限

平成25年3月26日(火)

(4) 納入場所

秋田県健康福祉部健康推進課がん対策室(財)秋田県総合保健事業団)

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

ウ 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

エ 秋田県物品等調達支払管理システム(電子情報処理組織(物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。)により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1項第1号に規定する電子証明書の発行を受けていること。

(2) (1)イの資格に係る申請

(1)イの資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム(電子情報処理組織(競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。)により平成24年6月22日(金)までに申請すること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番2号

秋田県出納局総務事務センター(電話番号018-860-2743)

(2) 調達システム(<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>)により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。

(3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成24年5月29日(火)から同年7月10日(火)までの期間、(1)の場所において随時交付する。

(4) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法

平成24年5月29日(火)から同年7月10日(火)までの期間、調達システムにより利用することができる。

4 入札執行の日時及び場所

平成24年7月17日(火)午前10時

秋田市山王四丁目1番2号 秋田県出納局総務事務センター

5 入札保証金

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記録すること。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより決定する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記録された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

7 概要

Summary

- (1) Nature and quantity of item to be purchased: The Stomach X-ray Examination Car
- (2) Time-limit of tender: 10:00 A.M. 17 July, 2012
- (3) Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-2 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-0951, Japan TEL 018-860-2743

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年5月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量
超臨界発泡射出成形機 1式
- (2) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。
- (3) 納入期限
平成24年12月28日（金）
- (4) 納入場所
秋田県産業技術センター 本館

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - ウ 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - エ 秋田県物品等調達支払管理システム（電子情報処理組織（物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。）により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1項第1号に規定する電子証明書の発行を受けていること。
- (2) (1)イの資格に係る申請
 - (1)イの資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム（電子情報処理組織（競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。）により平成24年6月22日（金）までに申請すること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番2号
秋田県出納局総務事務センター（電話番号018-860-2743）
- (2) 調達システム（<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>）により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。
- (3) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成24年5月29日（火）から同年7月10日（火）までの期間、(1)の場所において随時交付する。
- (4) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法
平成24年5月29日（火）から同年7月10日（火）までの期間、調達システムにより利用することができる。

4 入札執行の日時及び場所

平成24年7月17日(火) 午前10時

秋田市山王四丁目1番2号 秋田県出納局総務事務センター

5 入札保証金

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記載すること。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより決定する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記載された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

7 概要

Summary

(1) Nature and quantity of item to be purchased: Microcellular Injection Molding Machine

(2) Time-limit of tender: 10:00 A.M. 17 July, 2012

(3) Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-2 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-0951, Japan TEL 018-860-2743

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、本荘東由利土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年5月29日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 退任理事の住所及び氏名

由利本荘市東由利田代字田代122番地

渡 辺 幹 夫

〃 東由利館合字新田12番地

高 橋 重四郎

〃 〃 字山本2番地

嶽 石 伊久雄

〃 東由利宿字大琴53番地

梅 津 嘉 人

〃 東由利老方字吉野21番地1

金 子 拓 雄

〃 東由利蔵字蔵109番地

阿 部 善 孝

〃 館字鮎上表77番地

猪 股 生 弥

〃 鮎瀬字鮎瀬91番地

太 田 茂

〃 雪車町字上田高39番地1

猪 股 清 一

〃 上野字上野151番地

猪 股 則 雄

〃 館字神明腰52番地1

小 松 忠 彦

〃 万願寺字荒田目73番地

鈴 木 甚 一

〃 荒町字古里48番地

藤 本 司

〃 三条字三条32番地

須 田 純 悦

2 就任理事の住所及び氏名

由利本荘市東由利田代字田代122番地

渡 辺 幹 夫

由利本荘市東由利宿字大琴53番地	梅 津 嘉 人
〃 東由利老方字吉野21番地 1	金 子 拓 雄
〃 東由利蔵字蔵109番地	阿 部 善 孝
〃 館字鮎上表77番地	猪 股 生 弥
〃 鮎瀬字鮎瀬91番地	太 田 茂
〃 雪車町字石田坂 8 番地	伊 藤 佐多男
〃 上野字上野151番地	猪 股 則 雄
〃 館字神明腰52番地 1	小 松 忠 彦
〃 荒町字古里48番地	藤 本 司
〃 三条字三条32番地	須 田 純 悦
3 退任監事の住所及び氏名	
由利本荘市万願寺字館ノ内110番地	鈴 木 久 夫
〃 東由利田代字高戸屋18番地	小 松 芳 久
〃 館字六角180番地	齊 藤 清
4 就任監事の住所及び氏名	
由利本荘市万願寺字荒田目73番地	鈴 木 甚 一
〃 東由利館合字山本 2 番地	嶽 石 伊久雄
〃 館字六角180番地	齊 藤 清